

事業承継支援貸付のご案内

事業承継に必要な資金を融資します

1 融資対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 県内で事業を営む中小企業者等で、事業を承継しようとする方、又は承継した方（M&Aの場合を含む）
- ② 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた方、又は認定を受けた会社の代表者個人
- ③ 「事業承継特別保証制度」を利用する方

2 融資条件

融 資 利 率	年 1.35%（固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.36%～1.52% （県制度融資の責任共有保証料率から 2割軽減※） ※特例保証を適用する場合等を除く
融 資 限 度 額	2.8億円
融 資 期 間	対象者①： 10年以内（うち据置2年以内） 対象者②③： 10年以内（うち据置1年以内）
資 金 使 途	対象者①：事業承継（M&Aを含む）に必要な設備、運転資金 対象者②：事業承継（M&Aを含む）に必要な事業資金 （認定を受けた事由にかかるもの） 対象者③：事業承継特別保証制度の対象資金
信 用 保 証	対象者①：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要） 対象者②：必ず保証協会の保証を付ける
申 込 書 類 等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ※保証協会の保証を付けない場合は、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号） ②事業承継支援貸付事業計画書（様式第4号）（融資対象者①の場合） ③特別保証制度等に基づく必要書類（融資対象者②③の場合） ④その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関](#)へご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

